

# 日光市民文化祭

各地域で、それぞれ特色ある文化祭を開催します！  
皆様のご来場をお待ちしています。



## 開催日程

	名称	開催日	会場
今市地域	今市文化祭	11月2日(金)～4日(日) (作品展示など) 11月9日(金)～11日(日) (茶席・華展・ステージなど) 11月23日(金・祝)・24日(土) (演劇公演など)	今市文化会館ほか
日光地域	日光芸術の集い	11月9日(金) (学校音楽祭) 11月17日(土)・18日(日) (一般部門)	日光総合会館
藤原地域	藤原文化のつどい	11月8日(木)～11日(日) (作品展示など) 11月8日(木) (演芸の広場)	藤原総合文化会館
足尾地域	足尾芸術祭	10月27日(土)・28日(日) (展示部門) 10月28日(日) (ステージ部門)	足尾市民センター
栗山地域	栗山ふる里文化祭	10月27日(土) (ステージ・展示部門)	栗山小学校



## 見どころ

### ◇今市地域◇

2日間にわたる芸能発表や、各分野の作品を展示。そのほか、郷土の歴史や自然の研究発表、演劇公演など多岐にわたる分野の発表および交流の場となっています。



### ◇日光地域◇

日光・足尾地域の小中学校による「学校音楽祭」を開催。また、一般部門の芸能発表や展示とともに、児童・生徒の皆さんの展示もご覧になることができます。



### ◇藤原地域◇

創立30周年を迎えた文化協会藤原支部による「演芸の広場」を開催します。また、一般や小中学生、幼稚園児、保育園児などの作品展示なども行います。



### ◇足尾地域◇

今年のテーマは「極(きわめる)」。  
文化協会会員や小中学生、幼稚園児の作品展示のほか、日ごろの練習の成果を発表するステージ部門を開催します。



### ◇栗山地域◇

栗山のふる里文化祭は、地域文化の普及発展のための催しです。保育園児から一般の方の作品展示のほか、小中学生などによる歌や演劇、郷土芸能の発表を行います。



### ◆作品・出場募集についてくわしくは◆

生涯学習課(今市地域) ☎ 21-5182  
日光教育行政事務所 ☎ 53-3700  
藤原教育行政事務所 ☎ 76-1202  
足尾教育行政事務所 ☎ 93-3321  
栗山教育行政事務所 ☎ 97-1139

※地域により募集の時期や内容が異なります。詳細については、お問い合わせください。

# 皆さんからの意見を募集します

## 自転車等の放置防止に関する条例(案)

自転車や原動機付自転車の放置は困ります！

市内では、駅周辺などに放置される自転車や原動機付自転車(以後、放置自転車)が後を絶ちません。放置自転車は、歩行者や車いす利用者の通行を妨げるだけでなく、街の景観を損ねてしまいます。そこで市では、利用者の責務や放置禁止区域の指定、放置自転車の移動や保管などを定めた「自転車等の放置防止に関する条例(案)」を作成しました。この条例(案)を皆さんに公表し、下記のとおり意見を募集します。

自転車等の放置防止に関する条例(案)のあらまし

条例(案)の対象となる車種は、自転車と原動機付自転車(50cc以下)です。また適用される場所は、道路や駅前広場などの公共の場所です。た

だし、自転車駐車場や自転車の駐車が認められている場所は除きます。条例(案)では、市内全域の公共の場所において自転車などの放置を禁止しています。また、JR今市駅前広場を「自転車放置禁止区域」に指定し、監視を強化することとします。

放置禁止区域(JR今市駅前広場)では、市は放置自転車の利用者に対して速やかに移動するよう指導することができ、利用者が従わない場合は、利用者が確認できない場合は、放置自転車を保管場所へ移動します。放置禁止区域以外の公共の場所では、市は利用者に移動しなければならぬ旨を指導、またはその旨を記載した警告書を取り付けます。その後、一定期間放置されれば、保管場所へ移動します。

移動した放置自転車は、市が6か月間保管します。その後、保管期限を過ぎても利用者からの引き取りがない場合は、売却または廃棄します。

### 自転車等の放置防止に関する条例(案)に対する意見募集

#### 公表資料

日光市自転車等の放置防止に関する条例(案)

閲覧場所及び開設時間

○環境課(本庁第4庁舎1階)

○情報公開コーナー(本庁舎2階)

○各総合支所・支所・出張所

※土曜・日曜日、祝日を除く日の午前8時30分～午後5時30分

○各公民館・図書館

○市民サービスセンター

※各施設の開設日・開設時間

○市ホームページ

意見を提出できる方

○市内に在住または通勤・通学している方

○市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体

○当該案件に利害関係のある個人

#### 人・法人・団体

提出方法 意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで提出する

※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。

※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

提出期間 9月5日(水)～10月4日(木)必着

提出先及びこの記事に関する問い合わせ先

〒321-1292 今市本町1番地

環境課 廃棄物係

☎(21)5152・FAX(21)2089

Eメール

kankyoun@city.nikko.lg.jp